

2024.11.1

第171号



○いたくら 議会だより



西小学校運動会 100メートル走（3年生）

今月の主な内容

- 9月定例会・議案審議 P.2
- 予算決算常任委員会（決算審査） P.6
- 一般質問 P.10
- 事務事業評価結果・議会構成・議会日誌 P.13
- みんなの声・編集委員の声 P.14

板倉町議会ホームページへ

QRコードを読み込むと
議会ホームページが開けます



町議会議員政治倫理条例を制定 令和5年度決算を原案どおり認定 一般質問に4人が登壇



令和6年第3回定例会が、9月10日(火)から20日(金)までの11日間の日程で開催されました。今回の定例会では、報告1件、条例の一部改正議案4件、令和6年度補正予算2件、令和5年度決算認定5件、議員発議(条例の制定議案)1件の報告を除く12議案が審議されました。

議決議案

◆板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

選挙における投票立会人等の負担軽減や人員確保のため、投票立会人等の交替制を必要に応じて実施するに当たり、当該職務に対する報酬の支給について本条例の一部を改正するものです。内容は、地方自治法に規定する特別職の職員で非常勤のものの報酬額を定めた別表報酬一覧表に新たに備考を設け、投票立会人等が投票時間の一部のみに従事した場合の報酬額の算出方法を定めるものです。

◆板倉町税条例の一部を改正する条例について

令和6年度税制改正によ

る地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。主な内容は、

●公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、個人住民税における寄附金税額控除の対象に、公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加、●固定資産税における、いわゆる「わがまち特例」として、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料区分に該当するバイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合を参酌基準である7分の6とする特例措置を追加、●同じく「わがまち特例」として、滞在快適性向上施設等に係る課税標準の特例割合を参酌基準である2分の1とする特例措置を追加するものです。

◆その他の報告・議決議案

○令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○板倉町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○板倉町指定介護予防支援等々の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

補正予算審査

議案第34号 令和6年度板倉町一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,972万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億5,704万3千円とするものです。

問

青木文雄委員

歳入でふるさと納税の一般寄附金3,800万円の追加と指定寄附金3,200万円の追加について、補正額7千万円というのは、昨年の実績の大体3.5倍くらいの増になるが、その理由を伺いたい。

答

企画財政課長

令和5年度まではポータルサイトが11サイトありまして、今年度は10月以降に3つ増える見込みがありますので、ポータルサイトの窓口が増えたことによるこ



と、また、多くの人たちが板倉を思つて寄附をしていただいたのではないかと思っています。

問 延山委員

歳出のＪアラート受信機用パラボラアンテナ設置工事費２１０万円の追加について、もう既に役場屋上にはパラボラはついていると思うが、改めてということなのか。

答 総務課長

役場屋上のパラボラアンテナは、群馬県の防災行政無線の衛星通信施設として設置していますが、そこからＪアラート用に分岐をして受信をしている状況です。現在の県の防災行政無線システムは、第２世代のシステムと言われているとして、県は来年第３世代のシステムに入れ替える計画になっています。その際、国・消防庁からパラボラアンテナで共有している場合には、行政無線とＪアラートを分離するようにとありましたので、別のパラボラアンテナを設置する必要が生じた

ことから、追加をするものです。



役場屋上のパラボラアンテナ

問 藪之本委員

歳出の児童手当支給事業（事務費）３２万６千円の追加について、この中に職員手当が含まれているが、新たに職員の負担が増える分ということなのか。また、口座振替手数料もあるが、これは制度改正の高校生年代分と認識してよいのか。

答 福祉課長

職員手当は、児童手当の制度改正に伴い、職員に超過勤務が発生した場合に人件費を国庫補助で認めるというものです。また、振込手数料は、高校生年代が支給対象になる分と、その他所得制限の撤廃により、こ

れまでもらえなかった方たち分の追加となります。

問 荒井委員

歳出の防犯施設整備事業修繕料１１万８千円の追加について、通学路の一斉点検によるＬＥＤの故障ということだが、何か所あったのか。また、一斉点検は職員が行ったのか。

答 総務課長

町内のＬＥＤの防犯灯ですが、町が設置しているものと防犯協会の各支部で設置しているもの、全て合計で２，８０７基あります。今回青色防犯パトロールのときに一部の地域でＬＥＤが切れているという報告を受けまして、町内一斉点検を主に通学路と主要道路



合計で９９５基を職員が点検したところ、６０基が切れていたという状況です。

問 青木秀夫委員

歳入の固定資産税現年度課税分８，３１９万７千円の追加について、年度途中で補正をした理由を伺いたい。

答 税務課長

まず、償却資産は、当初予算の段階では令和５年の新規取得分は見込んでいなかったため、今般新規取得分が正式に分かりましたので、その差額分を計上したものです。理由は、償却資産の申告は翌年の１月３１日が申告期限になっているため、既存の償却資産のみで当初予算を計算していることから、その差額分の追加となっています。土地と家屋は、当初の金額からの増額をおおむね２％程度というところで、資産の若干のずれと思っています。

議案第３５号 令和５年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第２号）

歳入歳出予算にそれぞれ３５万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億６，７５２万５千円とするものです。

◆なお、補正予算については、９月１１日の本会議において賛成多数で原案どおり可決となりました。

議員 発議

◆板倉町議会議員政治倫理条例の制定について

提案者（延山議員）

本条例は、板倉町議会基本条例第１５条の「議員は、選挙で選ばれた町民の代表としてその倫理性を常に自覚するとともに、品位の保持に努めなければならない。」という規定の趣旨のもと、町民全体の代表者である議員として町民の信頼に応えるとともに、民主的な町政の発展に寄与するため、制定するものです。

質 疑

問 荒井議員

この条例を制定するにあたって、町民に説明する意味でも、その背景と経緯を

説明していただきたい。

答 延山議員

制定にあたっては、職員に対する威圧的な発言、また嫌がらせ的な行為があったということで、町長から抗議及び要請書が出されたのを受け、議会運営委員会で協議をした結果、再発防止をしなければならぬということ、条例の制定に至ったことである。

問 荒井議員

政治倫理基準の第3条第1号で「町民全体の代表者として、品位及び信頼を損なうような行為を慎み」とあるが、パワハラ等の関係は、この部分に含まれていないと考えてよろしいのか。

答 延山議員

そのような細かい文言はないが、その受け止め方や内容によって、政治倫理審査会に対応していくということになる。

問 青木秀夫議員

この条例は、どこを参考にしてつくられたのか。

答 延山議員

邑楽郡、館林市、また他県を参考に内容を検討した。

問 青木秀夫議員

ほかの自治体もこんな抽象的な内容で、それを引用してつくったのか。

答 延山議員

もちろんそういうことだが、例えばハラスメント的な言葉があったかどうかは審査会で進めていくことになる。

問 青木秀夫議員

こういう抽象的な表現は、運用、解釈したら何でも引つかかってしまう。その場合の審査は、議員がするののか。

答 延山議員

審査会は議員で構成する。

問 青木秀夫議員

素人が公平公正に判断できるかということもある。問題は、この解釈と運用、

その辺をもう少し詳しくしておかないと悪用されたり、恣意的に運用される可能性があるのではないのか。

答 延山議員

罰を与えるような考え方が果たして正しいのか正しくないのかは、皆さんで考えなくてはならない。

問 青木秀夫議員

この内容は主に町の職員に対しての話だとすると、議会と執行部、これは相対立して監視機能の役目も果たしているわけだが、言ってみれば役割を自ら放棄するような感じがするが。

答 延山議員

第3条第3号に、町職員の公正な職務執行を妨げるというようなことがあってはならないということがしっかりと明文化されている。

問 青木秀夫議員

例えば第3条第2号の「町が行う許認可の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約」というのは町

がした行為。そういうものに働きかけできないと、行政に対する監査というか、議会の役割を放棄しているというような感じがするが、問題はないか。

答 延山議員

問題はない。

問 青木秀夫議員

また、第4条の選挙権を有する者の50分の1以上の連署、これは住民の直接請求を言っていると思うが、これはどこへ請求して、どこがチェックするのか。

答 延山議員

議長に提出し、議長が確認し、それを受理するということになる。

問 青木秀夫議員

住民の直接請求権は、町長や議員の解職請求、特別職の解職請求などいろいろある。署名した人は、住所、氏名、生年月日、それが自署かどうか、選挙管理委員会で認めたものが正式な署名になる。地方自治法第75条に書いてある。チェック

するのは第三者機関である選挙管理委員会である。その部分をどういうふうに準用するのか条文をつくっておかないと悪用もできる。

問 荒井議員

50分の1の連署だが、確かにこれは事務監査請求の要件ということで、地方自治法第75条にある。おそらく選挙管理委員会に頼むと思うが、それについては施行規程の中に含めていけばいいのではないか。

答 延山議員

今後の運用については、条例制定後、詳しく施行規程を設けていくということになるかと思う。

討 論

反 青木秀夫議員

20日まで議会があるのだから、直ちに結論を出さなくてもいいと思う。もう一回練り直して整備して再提出するようなことを提案したかった。これから採決になるが、やり直してほしいので反対したいと思う。

議案名 賛成：○ 反対× 議長は可否同数の場合に裁決します。	須藤稔	藪之本佳奈子	尾澤将樹	青木文雄	森田義昭	亀井伝吉	荒井英世	延山宗一	市川初江	青木秀夫	小林武雄	審議結果
板倉町議会議員政治倫理条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	議長	可決

板倉町議会議員政治倫理条例

令和6年9月26日 条例第19号

- (目的)
- 第1条 この条例は、板倉町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。
- (議員の責務)
- 第2条 議員は、町民全体の代表者として、法令を厳守し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理及び人格の向上に努めなければならない。
- 2 議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら疑惑を解明するとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。
- (政治倫理基準)
- 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。
- (1) 町民全体の代表者として、品位及び信頼を損なうような行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (3) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を行使するよう働きかけないこと。
- (4) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、関与しないこと。
- (審査の請求)
- 第4条 議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者の50分の1以上の連署、議員にあっては議員定数の6分の1以上の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。
- (政治倫理審査会の設置等)
- 第5条 議長は、前条の規定により審査請求があったときは、板倉町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。
- 2 審査会は、審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び審査請求者を除く議員全員とし、議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。
- (審査会の役割)
- 第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準違反行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、対象議員が政治倫理基準に違反していると認められる場合は、議長に対して必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- (審査会の職務及び権限)
- 第7条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象議員及び関係者に対し、資料の請求、事情聴取等の必要な調査を行うことができる。
- 2 審査会は、対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長はその旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により、非公開とすることができる。
- (審査会の審査結果)
- 第8条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を町民に公表しなければならない。
- (審査結果の尊重)
- 第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り必要な措置を講じることができる。
- (議長職務の代行)
- 第10条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。
- (委任)
- 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。

【1. 一般会計】

歳入総額 65億4,386万5,018円
歳出総額 60億9,066万6,617円
差引残額 4億5,319万8,401円

【2. 後期高齢者医療特別会計】

歳入総額 1億9,988万9,429円
歳出総額 1億9,746万8,314円
差引残額 242万1,115円

【3. 国民健康保険特別会計】

歳入総額 19億2,135万5,285円
歳出総額 18億4,116万9,036円
差引残額 8,018万6,249円

【4. 介護保険特別会計】

歳入総額 13億243万5,120円
歳出総額 12億8,227万3,912円
差引残額 2,016万1,208円

【5. 下水道事業特別会計】

歳入総額 2億1,226万22円
歳出総額 1億9,014万5,503円
差引残額 2,211万4,519円

使ったお金は
いくらなの？
(一般会計)
60億9千万円

決算審査意見書要旨

【審査期日 令和6年8月7日(水) 監査委員 館野文男 市川初江】

総括的意見 令和5年度の一般会計及び特別会計の決算は、その計数に誤りがなく、適切な予算執行でありました。総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されていたものと認めます。

今後は、施設の老朽化による修繕対応、物価や燃料費の高騰、また、国の所得増政策により、あらゆる費用が増加傾向となっています。さらに、デジタルトランスフォーメーションの推進により、システム等の運用経費なども一時的には増加するものと見込まれることから、財政運営についてより一層気を引き締める必要があります。これらの状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持に、より一層の努力を期待します。

9/20 最終日

令和5年度決算
一般会計・特別会計を
全会一致で認定しました

令和5年度一般会計決算及び各特別会計決算については、予算決算常任委員会において4日間（9月12日、13日、17日、18日）をかけて審査を行い、議会最終日に採決の結果、全会一致で認定となりました。

決算審査

令和5年度決算について、予算決算常任委員会において審査した主な質疑を掲載します。

企画財政課

問 青木文雄委員

板倉町奨学金返還支援金について、広報でも周知しているが、ほかに周知に対して工夫していることはあるか。

答 企画調整係長

奨学金の請求をするときに、こういった奨学金返還支援事業の通知を入れて周知をしている。

問 荒井委員

カップリングデザイナー事業について、事務事業評価で事業が停滞しているとあったが、どういったことなのか。

答 企画調整係長

カップリングデザイナーさんによると、年齢層が上がってきたために、本人たちをなかなかその気にさせるのが難しいと聞いている。

問 延山委員

町有財産管理事業の敷地料賃賃料について、土地の評価額に応じた価格が設定されているが、見直しは、どのようにしているのか。

答 財政係長

評価額については、3年ごとに固定資産税の見直しをしているので、それに合わせて3年ごとに賃借料を見直している。

問 亀井委員

まちづくり協働事業補助金について、行政区の用地の整備事業が30万円で大体的にそろっているが、1か所だけ額が少ないところがある。これはどのようなことで額が違うのか。

答 企画調整係長

申請規模に対して補助金の交付をしているので、ばらつきがあるのは規模によるものである。

問 青木秀夫委員

臨時財政対策債について、国税の収入が多くなってきた、地方交付税を増額できるから、臨時財政対策債の発行を少なくし、その関係で減っているのか。

答 財政係長

令和3年度は2億8千万

円、令和4年度は8千万円、令和5年度は3,650万円であり、今、国の税収が多いので、交付税の支出で賄えている。国の財源が潤沢であるという形である。

住民環境課

問 青木文雄委員

戸籍整備事務について、当初予算1,877万円に対して540万円ほど減額になっているが、その理由はなにか。

答 戸籍年金係長

戸籍の振り仮名事業等があり、それに関するシステムの改修委託料等が発生するということ、当初予算で計上したが、国の仕様書の提示の遅れにより、5年度中に事業ができなかった。このため減額した。

問 荒井委員

資源ごみ集団回収補助金について、当初予算216万円だが、決算は70万9,400円となった。かなり減額されているが、その理由はなにか。

答 環境下水道係長

コロナを境に、一気に利用件数が減ってきたということである。

問 市川委員

人権相談事務について、どんな内容の相談に乗っているのか。

答 戸籍年金係長

実際の相談内容をこちらで伺うことはなく、人権擁護委員さんが、相談を受けた内容については、直接上の機関に報告をされている。具体的な内容は、把握はしていないが、様々なもの、最近ではハラスメントや子供の人権、いじめ等である。

問 藪之本委員

外来生物対策事業について、クビア力は改善はされているのか。

答 環境下水道係長

木を切ることで全体の本数は減るが、被害が減ったかどうかということになると、実際は微増しているという状況である。効果がないので

はないかと言われれば、難しいところはあるが、樹幹注入でワクチンを入れているのでこの程度で収まっているという考え方もある。



サクラへの樹幹注入作業

問 尾澤委員

コンビニで戸籍が交付されているところもあるが、板倉町はいつから始まるのか。

答 戸籍年金係長

来年度、戸籍に限らず、住民基本台帳、税務等のシステムが国の標準化ということで変換を迫られており、今コンビニ交付等の対応をしても、標準化でシステムが変わってしまう、タイミングが悪いので、標準化が終わった段階で検討する。

問 亀井委員

太陽光発電の補助事業について、蓄電池も、補助金を出してもらえば、もっと増えるのではないか。

答 環境下水道係長

この補助金の事業は、蓄電池も含んだ形の補助金になっている。

総務課

問 青木文雄委員

防犯施設整備事業について、当初予算177万円に対して113万円の増額となっているが、その理由はなにか。

答 安全安心係長

令和5年度では82基修理した。当初予算では40基程度であったが、年度途中、特に夏場の雷等で集中的に十何基壊れたということ、また、古い機器等の故障によるものが原因ということ、で、修繕料が増加した結果、増額となった。

問 延山委員

災害用の備蓄品の購入について、飲料水が入って

ないが、その理由はなにか。

答 安全安心係長

飲料水については保存年限が7年で、現在は12年ものを入れ替えている。飲料水を購入していないのは、まだ保存年限があるということである。

問 藪之本委員

災害用の備蓄品について、廃棄しないで、有意義に使わないと、購入する物がもったいない。保存年限が切れたものを最後までうまく活用しないと、せっかく購入している金額が反映されていないと思うがどうか。

答 安全安心係長

今年度に行われる避難訓練では、避難者の方にアルファ米に水を入れてた状態でお渡しして、食べていただく。避難場所に来て、どんなものが出されるのか、また、こういうものを自分で準備するという啓発も必要かと思うので、有効活用できるように、今年度は実食していただくことを予定している。

ている。



町の備蓄用アルファ米

問 荒井委員

職員給与は増えているのに全体的には職員減ということだが、現在の職員の配置は、適正と思うか。

答 秘書人事係長

限られた職員数において、各課のヒアリングを経て、現実的には足りないと思われるところはあったとしても、プロセスを踏んでいるので、振り分けの配置はある程度適正化は図られていると考えている。

福祉課

問 延山委員

要保護児童について、家

庭の虐待というところと非常に分からないというか、発見がどうしても遅れがちと思うが、どんな対応をしているのか。

答 子育て支援係長

家庭で起きていることは、発見がしにくい状況ではあるが、各学校、各保育施設等で注意深く見守っていたいて、何か変化があるとすぐに子育て支援係に連絡が来る体制になっている。

問 小林委員

保育園について、教育実習の受入はここ何年か、どのくらい来ているのか。

答 福祉課長

今年度は両保育園合わせて2人の保育実習を受け入れている。保育実習に来ていたでいて、今年度末に卒業予定の方に対しては、積極的に募集要項をお配りして、受験していただくような働きかけも行っている。

税務課

問 市川委員

滞納者について、どのような対応をしているのか。

答 収税係長

毎年10月から12月に収納率向上対策として、税務課、健康介護課の2課で滞納整理をしている。また、分納者を取り残さずに毎月確認をしながら、催告書並びに電話催促等々を行っている。滞納の減額に努めている。

問 荒井委員

家屋評価システムとはなにか。

答 資産税係長

新築の家に職員が出向き、その家の仕上げ、屋根、室内の壁、床、設備等を全てチェックをして、家屋評価システムに入力すると、自動で評価額が計算がされる。

都市建設課

問 青木文雄委員

区画線、白線について、耐用年数、修繕のガイドラインはどうなっているのか。

答 計画管理係長

カーブで車が踏みやすい場所は、消えるのが早いと感じるが、5年くらいで薄くなって消えて、判断ができなくなっていく。5年で引き直していくのは難しいが、なるべく早く引いていきたいと考えている。

問 延山委員

道路除草管理委託について、谷田川、渡良瀬川は、年3回から年5回の堤防天端の除草が実施されているが、のり面も除草されているか。現状でも草がひどいので、除草回数を増やせないか。

答 計画管理係長

天端の除草については、幅を広めに刈っている。のり面については、渡良瀬川は国土交通省、谷田川は館林土木事務所管理となっている。館林土木事務所へは、除草回数を増やすように要望している。

問 須藤委員

橋梁修繕設計の委託料に

ついて、予算が850万円で、決算が400万円くらいになっている。どのようなことで、こういう予算が出ているのか。

答 都市建設課長

県単価での設計が予算の金額で、実際に入札をかけた落ちた金額が、400万円であった。委託業務は最低制限価格を設けずに入札をかけている。

問 亀井委員

道路工事で、打ち替えとオーバーレイとは、将来的にはどちらのほうが長もちするのか。

答 計画管理係長

ケース・バイ・ケースだが、亀の甲羅のようにブロック的に舗装が割れてしまっている状態であれば、打ち替え工事のほうが最適という判断になる。

産業振興課

問 荒井委員

観光バスツアーについて、春と秋はルートが違うが、

参加した人たちの感想を伺いたい。

答 商工観光係長

春は、イチゴのグリーンファーム、秋は、商工祭と町民文化祭の会場内を自由散策してもらった。参加者の方から「大変満足」、もしくは「満足」の答えをいただいている。

問 藪之本委員

揚舟の運航事業について、また乗りたいという気持ちになるような取組をどのようにされているのか。

答 商工観光係長

乗船された方には、乗船券の半券をお持ちいただくのと、町内でサービスが受けられる飲食店をご案内している。



問 市川委員

多面的機能支払交付金事業について、補助金額の違いはなにか。また、立ち上げるときの条件はなにか。

答 農村整備係長

補助金額については、青地の田んぼと畑の面積により算出され、組織ごとにエリアを決めて活動している。活動内容等の計画書を作成して申請し、国、県の審査を経て活動が始められる。

健康介護課

問 延山委員

認知症のサポートクラブの活動はなにか。また、いろんな角度から対応してもらえるような組織づくりとその対応も今後も行っていくかなければならないと思うがどうか。

答 包括支援係長

地域で認知症の方を支えるという仕組みづくりが、急務となっている。そういった中で認知症サポーターは、その基盤を支える

ものと考えている。我々も民生委員さん等々から相談があれば、出向いて本人や家族の状況を踏まえて、早期対応させていただきたいと思っている。

問 須藤委員

緊急通報装置について、団塊の世代の人が一人暮らし、二人暮らしになってくると、この数というのは増えていく見込みなのか。

答 介護高齢係長

高齢者の一人暮らし、もしくは高齢者のみ世帯の方で、健康上不安を抱えている方の申込みが増えているので、今後希望者は増えていく見込みである。

教育委員会

問 藪之本委員

海洋センタープールについて、屋外なのでコケなどが生えやすいと思うが、その衛生面は、どの程度が許容範囲になっているのか。

答 スポーツ振興係長

水質に関しては、毎日、

塩素等の検査を行っている。水質検査からは異常のない結果が得られている。気温が高かった時期が多く、塩素がすぐ飛んでしまい、コケが出てしまったものと思われる。それ以降、塩素、濾過、循環等の管理を徹底している。



問 小林委員

コロナ前とコロナ後で、学校行事の縮小、行事がどれくらいになったのか伺いたい。

答 指導主事

コロナ禍を機会にして、学校行事の縮小は行われている。運動会については、実際は教職員の働き方改革よりは、子どもたちの暑さ対策、これが一番大きいところである。

一般質問

議会 2 日目 9月11日(水)



森田 義昭 議員

保育園・児童館について
小学生の役場庁舎見学について
栗原町政16年間にについて

板倉保育園入口の看板設置について

問：保育園の入口に、看板が無いが、付ける考えがあるのか。

答：福祉課長 交通安全対策という視点で申し上げると、隣の西小学校の正門前に押しボタン式信号機が設置されていて、自動車を運転



板倉保育園入口付近

新しい保育園と児童館の併設について

問：保育園と児童館を一緒につくと、かえって大きな建物にならないか。

答：福祉課長 児童館を使わない平常時には、保育園を基本的には広く使ってもいいし、区切って使っても良い。そういった使い分けの

するドライバーに対しての交通安全上の注意を促す効果は十分にありと考えている。また、施設の老朽化に伴う保育園の建設を検討している状況なので、看板を設置する予定はない。

答

町長

一つのものをやると、理想とは見る人の活動によってかけ離れたものになってしまったり、いろいろ評価が分かれたり、これが一番ということはないと思うが、保育園の場合は、検討委員会ができていてるので、そこで話し合ったものはそれなりに、優先をしながら、常識の範囲

内で公平な判断をしていただきたい。



小学生の役場庁舎見学について

問：小学生の庁舎見学ですが、こういった場合のコースの順番は決まっているのか。

答：教育長 決まっています。学年なり、その年度によって変わって

栗原町長、今振り返って思うことは

問：次になる町長へ何を託すのか。

答：町長 これといって特に次の町長へ望む事はない。去っていく者が新しい者に対して条件をつけるつもりはない。ただ、いい加減な政治をやっている次は無いです。そんな気持ちで自分なりに頑張ってきたようにも思うが……どう皆様には映りましたでしょうか。



役場議場を見学する小学生

くる。

一般質問

議会 2 日目 9 月 11 日(水)



議員 佳奈子 本之藪

スクールバス利用に 線引きは必要？ 児童館の規模は少子化より 運用方法で検討を！

小学校のスクールバス運行事業について

問：令和 6 年度をもって文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金が終了となるが、今後も同じように継続していくのか。

答：教育委員会事務局長
スクールバスの運行は必要であるので、今後も継続をしていく。

問：現在は国庫支出金から約 1,400 万円、町の一般財源から約 1,700 万円で総事業費約 3,400 万円の事業で、補助金がなくなるとスクールバスの利用料金は今後どのようなになるのか。



答：教育委員会事務局長
今後利用者負担はない。
問：今後、委託料や車両の見直しが必要ではないのか。

答：教育委員会事務局長
今後の児童数の推移を考慮して協議検討を図っていく。

問：今後は町単独事業になり、空席も増えてくるなか、西小、東小の子

供をバス利用できるよう検討する余地はあるのか。

答：教育委員会事務局長
西小、東小で遠方の子もいるが、4 キロ以内、一時間以内なので徒歩での通学としては適正な範囲内である。

答：教育長
現在の形は変えない方がいいと考える。拡大したときの線引きも難しいうえに、理解していただくのも難しいので、基本は学校がなくなつたから、スクールバスを出す。この原則は崩さない方がいいと考える。

答：町長
委託以外にどのような方法があるのか、どのように予算がはじ

き出されているのか、などもくみ上げて慎重に考えていく。

児童館について

問：児童館運営の改善を具体的に提言し、改善内容の報告を受けたが現状はどのようになっているのか。

答：福祉課長
老朽化対策では保育園との併設による複合化施設として児童館を建設するため必要な諸事項の検討を進めている。

問：児童館と保育園の併設、建て替えにあたり、児童館利用者の声を検討委員会では、誰がどのような形で届けているのか。

答：福祉課長
園長先生が利用者を代表する形で参画している。

答：町長
検討委員の意見を尊重している。

町長の発言について

問：笹川博義国政報告会の町長あいさつで、不満があるなら板倉に住む必要がないと、まるで不満があるなら出ていけと言っているかのような発言の真意とは。

答：町長
どの町も満足というのではないと考え、住んでみてもらえばどこも同じと分かってもらったためであり、戻る自由もあるので単刀直入に言ったまで。



一般質問

議会2日目 9月11日(水)



亀井 伝吉 議員

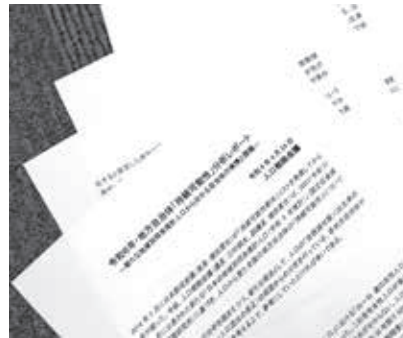
消滅可能性自治体を どの様に変えるのか 家族手当制度の周知で 若者の定住促進を!!

職員の意見は

問 消滅可能性自治体との報道に、町長から職員に意見を求めたが、その内容は。

答 町長 他町にあつて本町にないものを財政を考へながらつくるべき。ソフト面ハード面両面言える。

子育て環境の充実。ファミリー層の住宅がないので、その様な住宅の増加やそれに対しての補助を出す。公園の充実。保育園、小学校等の送迎や時間外預かりの充実。要望があるものは、順次充実していく様に。



商業施設や働く場所等をつくれば、にぎわいの確保も出来るのではないか。本町の独自の良さを強烈にPRすべき。箱物や業務分担を広域化し利便性を失わずコストも抑えらえる。安心したのは、財政を考慮した対策が必要との共通認識を持つてい

たことである。

答 企画財政課長 0才から2才児の保育料を無料にすれば、若い夫妻が入つて来る。国がやるべきである。

若者の未婚・晩婚化の対策について

問 第3号被保険者制度とは。

答 住民環境課長 厚生年金保険加入者扶養の配偶者が保険料納付済みとして、将来年金に反映される。

問 配偶者扶養控除とは。

答 税務課長 生計を一にする合計所得48万円以下（給与収入の場合103万円以下）の配偶者がいる場合、控除

の対象となる。

問 出産育児一時金が増額された内容について。

答 健康介護課長 出産費用の助成金で、令和5年4月から42万円から50万円に引き上げられた。

問 育児休業給付金とは。

答 健康介護課長 雇用保険の被保険者が育児休業を取った時、雇用保険から支給される給付金。賃金日額67%で復職するのが前提。

問 出産手当金の内容は。

答 健康介護課長 健康保険の被保険者女性が、産休を取った時に支給される手当金。報酬の3分の2支給。

問 児童手当が拡充される

が、その内容は。

答 福祉課長 本年10月分から、高校生年代まで、多子世帯加算、第3子以降3万円、所得制限撤廃、年3回を年6回に。

問 高校生世代まで医療費が無償になったが。

答 健康介護課長 令和5年度より高校生世代まで拡大した。

問 家族手当が15種類あるが、分かりやすい周知が出来ないだろうか。

答 健康介護課長 制度や補助が一覧で分かる情報を提供し、婚姻や出生増加の一助となる施策を、引き続き実施していく。



議 会 日 誌

8月

- 5日 いたくらまつり
- 6日 館林邑楽地域未来構想フォーラム
- 19日 加須・板倉利根川新橋建設促進協議会総会
- 21日 全員協議会／議員のみ協議会
- 23日 事務事業評価ヒアリング／議会運営委員会
- 24日 群馬県ポンプ操法競技大会督励
- 27日 群馬東部水道企業団議会
- 28日 第2分団新車両披露式
- 29日 公立保育園・公立児童館建設検討委員会

9月

- 10～20日 9月定例会（本会議、一般質問、各
常任委員会）／全員協議会／議員のみ
協議会／議会広報特別委員会
- 24日 邑楽郡町村議会議長会臨時会
- 29日 避難訓練／西岡神社模擬火災訓練
- 30日 公立保育園・公立児童館建設検討委員会

10月

- 5日 板倉・北保育園運動会
- 7日 邑楽郡町村議会議長会議長・事務局長
合同県外視察研修
- 11日 東部水道企業団議会／議会広報特別委
員会
- 13日 町民体育祭
- 17日 邑楽館林医療企業団議会
- 19日 東・西小学校運動会
- 20日 いたくら福祉まつり
- 21日 全員協議会／議員のみ協議会
- 26日 町民文化祭
- 27日 館林地区消防組合秋季点検
- 28日 邑楽館林医療企業団議会／館林地区消
防組合議会／館林衛生施設組合議会／
群馬県町村議会議長会理事会／公立保
育園・公立児童館建設検討委員会



小林議長から栗原町長へ提言書が手渡されました

板倉町議会基本条例運
用基準第2条の規定に基
づき、8月23日に予算決算常
任委員会を開催し、令和5
年度実施事業の中から総務
文教福祉常任委員会と産業
建設生活常任委員会が選定
した各2事業、全4事業に
ついて、事務事業評価を
実施いたしました。

評価にあたっては、担当
課局長等から事業内容の説
明を受けた後に質疑応答を

行い、各委員が評価の着眼
点を踏まえて、3段階の評
価をして、提言する方向性
を決定しました。

その結果、評価をした4
事業は全て、「見直し（統廃
合を含む）」のうえ継続すべ
き事業」となりました。

この評価結果を議会の総
意として、次年度以降の予
算編成に反映していただく
よう町長へ提言しました。

◆見直し（統廃合を含む）

町議会から町長へ提言

のうえ継続すべき事業

- ・0歳児紙おむつ購入費補
助事業
- ・木造住宅耐震改修促進事
業
- ・広域防災情報伝達シス
テム事業
- ・イメージキャラクター地
域活性化事業

議 会 構 成

令和6年9月10日、小野
田富康議員の議員辞職に伴



就任の挨拶をする亀井副議長

う副議長及び館林地区消防
組合議会議員の選挙並びに
産業建設生活常任委員会副
委員長を選任しましたので
お知らせします。

副議長 亀井伝吉
産業建設生活常任委員会
副委員長 青木文雄
館林地区消防組合議会議員
須藤 稔

今、新たに必要な 災害対策

真夏の災害、熱中症対策
の情報発信を

なかむら ゆりか
中村友理香さん
(板倉中学校3年)



私たちの最も身近な災害といえば、水害だと思います。私も水害への対策、命の守り方はよく知っています。授業で歴史や、逃げる場所、必要な災害用品を調べたり、学んだりしたからです。その反面、水害が起こったあと、例えば避難所での熱中症対策はあまり教わっていません。近年の板倉町は、真夏日が多くなり、また暑い期間が長びくようになっています。そんなとき水害が起こり、電気が止まったとしたらどうでしょうか。熱中症対策のために何を留意しておくべきか、私はわかりませんし、家で準備した災害用品のなかにも熱中症対策のものはありません。気温がものすごい勢いで上昇している今、水害から助かった後、命をつないでいくために、災害時の熱中症対策の情報を町からもっと発信していくことが大切だと思います。

板倉ニュータウン に感謝

たくさんの人との出会い
この町が好きです

かわぐちけい か
河口圭日さん
(朝日野)



みんなの 声

ニュータウンに越してきて、早や20年余の月日が過ぎた。日々ニュータウンの良さを感じています。空の広いこと、静かなこと、駅が近いこと、電信柱がなくすっきりとした街。ただ車がなくなると不便になるのが困ります。東部公民館の利用では、コーラス、ピアノ、朝の体操、それぞれの先生方には大変お世話になりました。囲碁を知らない私をやさしく教えてくれた囲碁仲間にも感謝です。今、仲間と農地を借り仲良く野菜を育てています。また、「ふれあいファーム農園」も借り、野菜の育ち具合を観察しながら汗を流しています。野菜作りが私を元気にさせてくれていると感謝です。海老瀬の農家の人が真夏、トラクターで3度も耕して下さってありがとうございました。板倉町に来たあのころは楽しかった、でも、沢山の方々とご縁をいただき、今のほうがもっと楽しい。板倉に移住して本当に良かった。感謝、感謝です。

編集委員の声

日に日に肌寒さを感じるこの頃ですが、自民党総裁選、国会での首班指名、衆議院選挙等一連の流れの中で改めて政治家と政治屋の違いについて考えてみた。

政治家と政治屋の違いは、政治家は現実を踏まえながらもそれを超えて10年先、20年先の長期的展望を持つ人であり、次代を見通して未来を生み出す人と考える。一方、政治屋は次の選挙のことを考え、現世利益追求の意識が特に強く、自らの信念を簡単に翻意する人だと考える。

国においても地方においても政治リーダーは時代の要求に応える政治を果敢に実行し、歴史的役割を果たすべきであると考えます。

(議会広報特別委員 荒井英世記)

『傍聴して町政を知る』

だれでも簡単にできます 議会傍聴

議会の本会議は公開制となっています。会議当日、受付票に記入していただくだけで、どなたでも自由に傍聴することができます。

◆12月議会定例会(予定)

- 会 期** 12月10日(火)~12月13日(金)
- 議 事** (1)条例改正などの議案審議・採決
(2)補正予算の審議・採決
(3)一般質問

※会期等が変更となる場合もあります。

※詳しい日程等については、後日議会のホームページでお知らせします。

お問い合わせ先

議会事務局 TEL.82-1111 (内線701)
TEL.82-6154 (直通)